

（車両接近通報装置）

第145条の3 車両接近通報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の7の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 車両接近通報装置は、走行時において確実に機能するものであること。この場合において、車両接近通報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。
 - 二 車両接近通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。
- 2 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両接近通報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする